

独立行政法人福祉医療機構 WAM NET における広告掲載要領

WAM NET で広告を掲載する場合の取扱いについては次のとおりとします。

1 広告掲載基準

(1) WAM NET に掲載する広告は次の事項を満たすものとします。

- ・掲載する広告は、真実を伝える表現のものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、社会の信頼にこたえるものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、関係諸法規を遵守したものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、公序良俗に反するものであってはならない。
- ・掲載する広告は、WAM NET の運用に支障のないものでなければならぬ。
- ・掲載する広告は、福祉・保健・医療に寄与するものでなければならない。

(2) 次のいずれかに該当する内容の場合は、その広告は掲載しないものとします。

- ・人権侵害、名誉棄損、各種差別的な内容のもの
- ・第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招く表現
- ・第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ・責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- ・内容及びその目的が不明確なもの
- ・国内世論が大きく分かれているもの
- ・閲覧者が独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の情報と錯誤するおそれがあるもの
- ・利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ・第三者のサイトへのリンクや広告が多数掲載されているもの、又は閲覧者に広告のクリック等をさせることを主な目的とするもの
- ・たばこを宣伝するものや喫煙を推奨するもの
- ・酒類を宣伝するものや飲酒を推奨するもの
- ・債権の取立て、示談引き受けなどをうたったもの
- ・主として社員等を募集するもの
- ・広告表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められるもの
- ・別に定める基準等で広告媒体に掲載しないものとして規定されているもの

(3) 次のいずれかに該当する業種・事業所の広告は掲載しないものとします。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定される業種及び類似した業種
- ・貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定される貸金業及びそれに類するもの
- ・葬祭業
- ・病院、診療所、社会福祉施設等
- ・あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、又はその施術所
- ・柔道整復師又はその施術所
- ・薬局、医薬品等の製造販売業及び製造業
- ・社会問題を起こしている業種や業者
- ・法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ・占い、運勢診断に関するもの
- ・興信所、探偵事務所等
- ・民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
- ・過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した業者
- ・行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

2 反社会的勢力の排除

広告掲載申込者及び広告主は、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。（以下、「準構成員」という。）
- (5) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- (6) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (8) 特殊知能暴力集団等 第1号から第7号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- (9) (1)から(8)までのいずれかに該当する者及びその他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する集団又は個人
- (10) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する集団又は個人
- (11) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する集団又は個人
- (12) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する集団又は個人
- (13) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する集団又は個人
- (14) 暴力的な要求行為がある集団又は個人
- (15) 法的な責任を超えた不当な要求行為がある集団又は個人
- (16) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為がある集団又は個人
- (17) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為がある集団又は個人
- (18) (14)から(17)に準ずる集団又は個人

3 広告掲載の可否の判断

広告掲載の可否の決定権は機構にあるものとし、上記1及び2のいずれかに反する場合、又は機構が掲載することが不適当と判断した場合には、理由を述べずに掲載を拒否することができるものとします。

4 掲載広告の削除

広告掲載後に上記1及び2のいずれかに反したと認められた場合は、催告なしで掲載広告を削除できるものとします。

5 広告内容の責任の所在

掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、機構が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主に負担していただきます。

6 要領の運用

本要領は以下の通り運用します。

- (1) 本要領の一切の運用及び解釈は、機構情報事業推進部 WAM NET 事業室 WAM NET 事業課が行います。
- (2) 法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、又は社会情勢等の変化に伴い、本要領の運用を予告なく変更することがあります。

7 免責事項

広告掲載に関する免責事項は次のとおりとします。

「WAM NET に掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負っています。これらに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、機構は一切保証いたしませんので、利用者の方の責任によって行っていただきますようお願い致します。

また、当サイトよりリンクされている別サイトでの内容には当サイトは一切関知しておりません。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によって生じたトラブル・損失・損害には一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。」

8 広告の掲載場所、掲載期間および広告掲載料

広告の掲載場所、掲載期間および広告掲載料は掲載場所、掲載期間に応じて別表を基準とし、必要に応じて、その都度 WAM NET 中央センター長が指定します。

掲載に当たっては、次のとおり制限事項・優先順位等を設けます。

- (1) 掲載位置は先着順にて決定し、原則として掲載期間中は掲載位置の変更は行わないこととします。ただし、掲載終了前に現在の掲載位置より左又は上の位置に空きが生じた場合は現在の位置より左又は上の位置に変更することとします。
- (2) WAM NET トップカテゴリページ、各カテゴリページへの広告掲載は、掲載期間を原則として 1 か月単位とします。

ただし、月の途中で掲載を開始・終了する場合におけるその月の掲載料は、30 日を 1 月とする日割計算により算出した額（千円未満切捨）とします。なお、継続については、掲載終了日の 20 日前（当該日が日曜日若しくは土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ）の場合は、その日以降最初に到来する機構の営業日）までに申し出るものとします。

- (3) 特設コンテンツページへの広告掲載は、掲載期間を原則として 1 か月単位とし、対象とするページを所定の画面に掲示します。

ただし、月の途中で掲載を開始・終了する場合におけるその月の掲載料は、30 日を 1 月とする日割計算により算出した額（千円未満切捨）とします。なお、継続については、掲載終了日の 20 日前（当該日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日以降最初に到来する機構の営業日）までに申し出るものとします。

- (4) 福祉医療広告ページへの広告掲載は、原則として掲載開始月から掲載年度末までの申込みのみとし、掲載中止の申し出がない限り、翌年度以降は自動的に継続して掲載することになります。

ただし、月の途中で掲載を開始する場合におけるその月の掲載料は、30 日を 1 月とする日割計算により算出した額（千円未満切捨）とします。

- (5) WAM NET スマートフォンサイトトップページへの広告掲載は、掲載位置により、それぞれ次のとおりとします。

ア 上部

先着 1 件の掲載とし、掲載期間を原則として 1 か月単位とします。

イ 下部

掲載期間を原則として 1 か月単位、3 か月以上とします。

ただし、月の途中で掲載を開始・終了する場合におけるその月の掲載料は、30日を1月とする日割計算により算出した額（千円未満切捨）とします。なお、継続については、掲載終了日の20日前（当該日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日以降最初に到来する機構の営業日）までに申し出るものとします。

9 掲載申込から広告掲載までの流れ

- (1) WAM NET バナー広告掲載申込書（様式1）及びバナー原稿を機構情報事業推進部 WAM NET 事業室 WAM NET 事業課まで電子メールにてお送りください。

電子メールのあて先は webmaster2@wamnet.wam.go.jp です。

受付期間は、掲載開始日の20日前（当該日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日以降最初に到来する機構の営業日）までに必着とします。

- (2) 機構で別に定める「WAM NET 広告審査要領」に基づき掲載の適否を審査後、掲載開始日の10日前までに審査の結果（様式2又は様式3）をお知らせします。

- (3) 広告掲載料は、掲載開始日の5日前（当該日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日以降最初に到来する機構の営業日）までに機構の指定する口座に振込にてお支払いください。

なお、振込先口座について記載した広告掲載料の請求書については、審査の結果（様式2）と併せてご案内します。

- (4) 掲載することになった広告は、広告掲載料の入金を確認した後、掲載開始日から所定の場所に掲載し、掲載終了日をもって掲載を終了します。

10 その他の注意事項

- (1) 広告掲載枠はいずれも掲載期間保証型広告ですので、掲載期間内における掲載広告のクリック数や掲載商品の売上げなどを保証するものではありません。
- (2) 機構へ入金済の広告掲載料はいかなる場合でも返金はできません。
- (3) 掲載期間内における掲載広告のクリック数の報告はいたしておりません。
- (4) この要領に定めのないものについては、必要に応じて機構がその都度定めることとします。

（別表）

掲載場所	掲載期間・広告掲載料			
	1～3か月	4～6か月	7～9か月	10～12か月
WAM NET トップカテゴリページ	8万円／月	7万5千円／月	7万円／月	6万5千円／月
各カテゴリページ	4万円／月			
特設コンテンツページ	2万円／月			
福祉医療広告ページ	5千円／月			
WAM NET スマートフォンサイトトップページ：上部	2万円／月			
WAM NET スマートフォンサイトトップページ：下部	5千円／月			

※ 税抜き価格を表示しています。